

一期一会

第37号 春・夏合併号



発行者: 中国経済交流協同組合
編集部: ノンダ倶楽部

〒734-0022

広島市南区東雲3丁目7番12号

TEL082-288-5571 FAX082-288-5521

ckk-kyodokumiai@m2.dion.ne.jp



酷暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当組合事業に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

先般の参院選の結果によりねじれ国会も解消し、今後の日本経済が良い方向へ向かうよう祈るところではありますが、当組合における技能実習生事業に関しても、受入れのご要望が多少増加傾向になってきている状況がみられます。

今後も皆様のニーズに対応すべく、時代に沿った改革を推進し、適性な組合事業の運営を行っていきけるよう邁進していく所存です。

今夏は特に暑さが厳しいだけでなく、局所的な大雨も多発している状況ですが、皆様におかれましてもお身体等十分ご注意ください、乗り切っていただきたいと思います。

今後とも何卒宜しくご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。





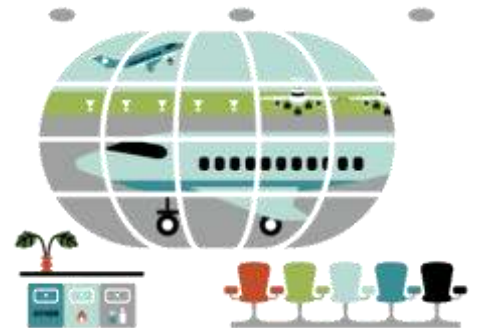
外国人技能実習生や外国人労働者を受け入れる場合、制度の正しい理解と法令の厳守が、円滑な受け入れと人材育成に欠かせません。受入企業様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

- 1 在留管理制度と在留カード
- 2 中長期在留者に係る在留カードの手続き
- 3 不法就労防止にご協力ください
- 4 割増賃金の適正な支払いに向けて
- 5 健康管理

1 『在留管理制度と在留カード』

<新規上陸許可された場合の在留カードの交付と交付方法>

技能実習生・研修生のうち、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港において 中長期在留者として上陸が許可されたときは、上陸許可に伴って在留カードが交付されます(右図 事項 1-B-①)。一方、それら以外の、在留カードの交付体制が未整備の空海港で中長期在留者として上陸が許可されたときは、入国審査官により旅券上に「後日在留カードを交付する」旨の記載が行われ(右記 事項 1-B-②)、住居地を定めた市区町村で「住居地の届出」をした後に、入国管理局から本人の住居地あての郵送(簡易書留)によって在留カードが交付されます(右記 事項 2)。このように上陸が許可された空海港によって2種類の取り扱いがあります。



<中長期在留者の住居地届出と住民基本台帳法の適用>

中長期在留者は在留カード(新規上陸に当たり、在留カードが交付されず、入国審査官により、旅券上に「後日在留カードを送付する」旨の記載がされている場合はその旅券)を提出した上で、市区町村の長を経由して入管法上の住居地の届出をする必要があります。

また、新しい在留管理制度の施行と同時に、中長期在留者についても日本人と同様に住民基本台帳法が適用され、外国人住民として、住所地(住居地)の市区町村に世帯ごとの住民票が編成され、住民基本台帳が作成されることとなりますので、中長期在留者である技能実習生・研修生についても、日本人と同様に転入届、転出届及び転居届の各手続きを行う義務が生じることとなります。



2

中長期在留者に係る在留カードの主な手続

(注)市区町村の「区」とは、東京都及び地方自治法第252条の19第1項(政令指定都市)の区をいう。

事項【規定】	地方入国管理局等	中長期在留者	市区町村
1 ●新規上陸に伴う在留カードの交付【法第19条の6】	A 上陸許可は従来どおり旅券に証印【法第9条】 B ① 在留カード交付体制が整備されている空海港 ●直ちに在留カードを交付 ② 交付体制が未整備の空海港 ●入国審査官により、旅券上に「後日在留カードを交付する」旨が記載される。【改正法附則第7条第1項】	(カード交付)	
2 ●新規上陸後の住居地届出【法第19条の7第1項及び第2項】	●在留カードを本人あて郵送により交付 (カード交付)	・「住居地」を定めた日から14日以内に市区町村の長に住居地を届け出る。 (届出 a) <上記1B①で在留カードの交付を受けた場合> ●在留カードを提出して届け出る。 (届出 b) <上記1B②で「後日カードを交付する」旨記載を受けた場合> ●旅券を提示した上で届け出る。【改正法附則第7条第2項】 (法務省あて情報送信)	《住民票作成》 i 市区町村の長は、当該在留カードにその住居地を記載し、本人に返還する。 (カード返還) 《住民票作成》 ii 市区町村の長は、上記1B②により「後日カードを交付する」とことされた者に係る氏名、住居地等の情報を法務省へ送信する。
3 ●住居地の変更届出【法第19条の9第1項及び第2項】		●住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に届け出る。 ●この場合において、旧住居地の市区町村の区域外に住居地を移転するときは、あらかじめ旧住居地の市区町村の長に対し住民基本台帳法に基づく転出届を行う。また、同一市区町村内における変更であるときは転居届を行う。 (届出)	市区町村の長は、当該在留カードに新住居地を記載し、本人に返還する。 (カード返還)
4 ●住居地以外の記載事項の変更届出【法第19条の10】	新たな在留カードを交付 (カード交付)	●住居地以外の記載事項(氏名、生年月日、性別、国籍、地域)に変更が生じたときは、変更を生じた日から14日以内に変更を届け出る。	
5 ●紛失等による在留カードの再交付【法第19条の12第1項】		●紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日から14日以内に在留カードの再交付を申請する。	
6 ●汚損等による在留カードの再交付【法第19条の13第1項】	在留カードを再交付 (カード再交付)	●在留カードが汚損等したときは、再交付を申請することができる。	
7 ●所属機関等に関する届出【法第19条の16第1号】		●中長期在留者で、「技能実習」又は「研修」の在留資格により在留する者は、活動を行う本邦の機関の名称・所在地に変更があったとき、消滅したとき又は当該機関から離脱若しくは移籍したときは、その事由が生じた日から14日以内に届け出る。	
8 ●在留資格変更・在留期間更新許可における在留カードの交付【法第20条第4項第1号】及び【法第21条第4項】	中長期在留者に該当する在留資格変更・在留期間更新許可処分は在留カードの交付により行われる。 (カード交付)	●在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請	
9 ●在留カードの失効【法第19条の14第1号及び第3号】		●中長期在留者が中長期在留者でなくなったときは、在留カードが失効する。	
●在留カードの返納【法第19条の15】		●在留カードを所持する中長期在留者が、出国港において、単純出国者として入国審査官による出国の確認(出国証印)を受けたときは在留カードが失効する。	

3

外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止に ご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「新しい在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)

- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

注意！事業主も処罰の対象となります！！

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者⇒30万円以下の罰金



在留カードを確認する際のポイントはこちら！

外国人を雇用した時は…。

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられている事業主の方は、外国人（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く。）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

ハローワークへの届出が義務づけられていない事業主の方は、就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能実習」を除く。）をもって中長期間在留する外国人を雇用した場合やこれらの者が離職した場合は、入国管理局へ届出をしてください。

法務省入国管理局

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

ポイント1 在留カードの有無を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。**
在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については下記をご参照ください。



ポイント2 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント3を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
- ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

(②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

ポイント3 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント2で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
- ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」(②については資格外活動許可書を確認してください。)

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 外国人登録証明書から在留カードへの切替を済ませていない方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

～ 外国人登録証明書をお持ちの外国人を雇用している方へのご案内 ～

中長期在留者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、「在留カード」とみなされますが、遅くとも平成27年7月8日までに外国人登録証明書を在留カードに切り替える必要があります。
在留カードへの切替えの手続きは入国管理局の窓口にて行っております。

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)
TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)

4

『割増賃金の適正な支払いに向けて』

賃金等の不払いは、ご存じのとおり不正行為の中でも 5 年間受け入れ停止という重い処分に該当します。法務省指針においては、さらに詳しく、労働基準法第 24 条違反(賃金不払)、同法 37 条違反(割増賃金不払)、最低賃金法第 4 条第 1 項違反(最低賃金)が該当する旨が示されています。

例えば①残業させているにもかかわらず残業手当の支払いが全くない、②残業手当を支払っているものの、その賃金単価が 1 時間当たり 300~400 円と地域別最低賃金額にも満たない、③内職と称し宿舎で作業をさせ低い出来高単価で支払っているなど、様々な状況が見受けられます。

また、皆勤した月に皆勤手当を支給する賃金制度であれば、皆勤手当を支給した月は、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額がその分だけ高くなり、これを算入せずに計算していたなど、比較的軽微な内容と言えるものもあります。

しかしながら、労働基準法第 37 条に抵触する行為として重大な問題と捉えることも可能と考えられますので、万全な対応に留意すべきです。

<「かけはし」より>

5 健康管理【夏バテ防止編】

昼間の猛暑の中での運動は体に負担がかかります。朝夕の涼しい時間帯にウォーキングなどで、適度な運動を心がけましょう。

体力の低下

自律神経の不調

胃腸の働きの悪化

猛暑の屋外からエアコンで冷えた室内に戻ると、身体に負担がかかります。室内外の温度差を 5℃程度に設定しましょう。



暑さから冷たい飲み物の取り過ぎで、夏こそ暖かい飲み物で胃腸の冷えを解消し不足しがちなミネラル分の補給を心がけましょう。





2012 年第 2 回 日本語能力試験

2 級合格 おめでとうございます！！

言語知識 満点 / 読解 満点 / 聴解 正解率 78%
と言う、とても優秀な成績で合格されました



鼓掌♪

現在、1 級受験に向けて学習されているそうです。



岳 美玉 さん

<2013 年第 2 回試験のご案内>

- 1 日時：2013 年 12 月 1 日(日) 12 時 30 分試験開始
- 2 会場：広島県を含む 44 都道府県にて実施予定です
- 3 申込方法：インターネット 又は 郵送にて受付
- 4 受験料：5,500 円(消費税を含む)
- 5 受験票：2013 年 11 月 15 日(金) までに送付します

合格



問合せ先：日本語能力試験受付センター 電話番号 03-6686-2974

URL：<http://info.jees-jlpt.jp/info/testguide2.html>

「受験してみたい！」と思われる実習生は、担当通訳に相談してください。



技能検定試験 合格率 100%更新中！

職種	作業名	人数
家具製作	家具手加工	2
機械加工	旋盤	5
溶接	半自動溶接	4
塗装	金属塗装	3
建築大工	大工工事	2
左官	左官	4

「技能実習 2 号ロ」への移行を希望する技能実習生（1 号ロ）は国の技能検定試験又は JITCO 認定による公的評価システムに基づく評価試験により、一定水準（国の技能検定試験「基礎 2 級」相当）以上の技能等を修得していると認定されることが必要です。





技能実習生の入国



[1/18 金属プレス]



[1/30 機械加工]



[2/18 金属プレス]



[2/27 食品加工]



[3/6 機械加工]



[3/27 型枠施工]



[5/5 型枠施工]





技能実習生の入国



[5/10 金属プレス]



[5/15 鉄筋施工]



[5/15 鉄筋施工]



[5/22 鉄筋施工]



[5/18 左官・建築大工・溶接]





技能実習生の入国



[6/3 溶接・金属プレス]



[6/5 鉄筋施工]



[6/5 食品加工]



[7/12 鉄筋施工]



[7/13 パン製造]



[7/31 パン製造]



技能実習生の研修風景



[警察講習]



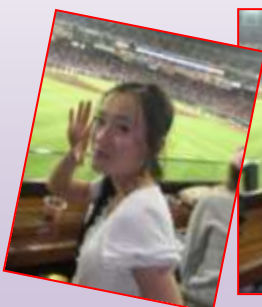
[法的保護講習]

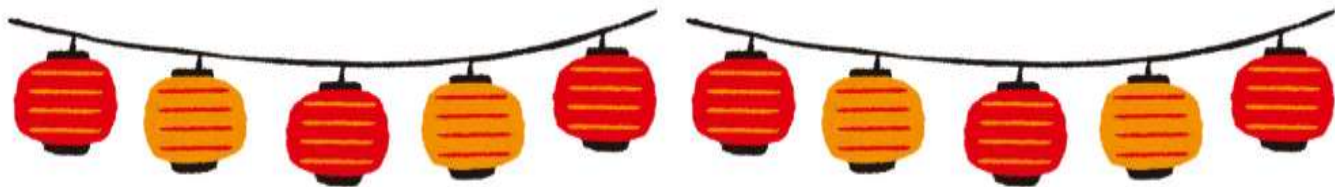


[消防講習]



受入企業様の野球観戦に参加させていただきました。初めてのマツダスタジアムに感激でした♪ 実習終了まで引き続き頑張ります(*^^)v





受入企業様の夏祭りに参加させていただきました。初めて着る浴衣がとても嬉しかったです。踊りや歌に参加できて、楽しい思い出ができました。明日からまた実習に頑張ります♪



編集後記

今年は記録的な猛暑が7月から続いておりますが、皆様体調管理は如何されていらっしゃいますか？

この暑さで、エアコンの取付作業が追い付かないほどの売行きだそうです。屋内でヒンヤリ過ごされる方、屋外で夏を満喫される方、様々でしょうが元気に夏を乗り切りましょう♪

